

## 別紙 9 - 4 駐車場の扱いについて

### 1 整備条件

- ・ 駐車場面積は、合計で約 6,000 m<sup>2</sup>とする。
- ・ 駐車台数は、合計で 125 台程度とし、うち 25 台は公用車用駐車場とする。
- ・ 公用車用駐車場の面積 (m<sup>2</sup>) を明確にすること。

### 2 駐車場管理運営業務の業務内容

- ・ 公用車用駐車場 (25 台) は、指定管理者指定の範囲外とする。
- ・ 指定管理者としての業務範囲は、一般者用駐車場と車路部分とする。
- ・ ただし、公用車用駐車場についても選定事業者の業務範囲であり、業務内容全般については、一般者用駐車場と公用車用駐車場は同じとする。

### 3 その他

- ・ 駐車場全体の設計・建設の対価は、サービス対価 A として、本施設引渡し完了後に一括して支払う。
- ・ 公用車用駐車場の維持管理費は、サービス対価 C に含むものとする。(なお、様式 5 - 5 の「1.維持管理業務」の費目に、公用車用駐車場の維持管理費として追加して記載することとし、「区役所」に含めること。また、様式 5 - 6 でその内訳がわかるように記載すること。)